

安全安心 TOKYO 戦略

— 誰もが安全安心を実感できる社会の実現を目指して —



東京都青少年・治安対策本部

青少年・治安対策本部長挨拶

青少年・治安対策本部は、東京の治安回復を目的に、平成15年に設置された「緊急治安対策本部」に青少年対策や交通対策を加え、平成17年に現在の組織に改組され、平成26年で10年目を迎えました。

この間、地域や警察、関係機関等の取組によって、都内の刑法犯認知件数は平成14年のピーク時から半減し、統計上、治安は改善しました。

しかし、世論調査等においては、治安対策への要望が依然として上位を占めるなど、都民の治安に対する不安感は解消されておらず、一層の安全確保に向けた新たな指針の策定が求められています。

そこで、当本部は、学識経験者や区市町村の代表者等から成る「東京の安全安心に関する懇談会」を設置し、当懇談会で頂いた様々な御意見や御提案を踏まえて、今後の方向性を明らかにする、「安全安心 TOKYO 戦略」を策定いたしました。

本戦略により、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、誰もが安全安心を実感できる社会の実現を目指します。今後は、区市町村や警視庁等との連携を強化し、地域における安全確保の体制を整備して、地域での安全安心の取組を拡大し、「世界一の都市・東京」の実現に向けて取り組んでまいります。

平成27年1月

東京都青少年・治安対策本部長 河 合 潔

目 次

はじめに	1
------------	---

第 1 章 緊急対応の 10 年

1 戦後最悪の治安情勢と本部の設立	2
2 治安情勢の改善	2
3 治安の現状と都民の意識	4
(1) 特殊詐欺	5
(2) 女性・子供の被害	5
(3) サイバー犯罪	7
(4) 危険ドラッグ	8
(5) 青少年の非行等	8
4 安全と安心に関する認識	9

第 2 章 誰もが安全安心を実感できる社会を目指して

1 戦略策定の意義	11
2 目指すべき東京の姿	12
3 取り組むべき課題	13
(1) 高齢者、女性、子供等の弱者が被害者となる犯罪の多発	13
(2) 青少年の規範意識を育む環境の変化	14
(3) 地域における犯罪抑止機能の低下	15
4 強化すべき具体的な取組	17
(1) 規範意識の向上に資する取組の強化	18
(2) 地域の力の強化	19
(3) 関係機関における分担と連携の強化	21

参考事例 地域の安全安心に関する取組	22
--------------------------	----

東京の安全安心に関する懇談会	26
----------------------	----

参考文献	27
------------	----

はじめに

東京都では、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催を控えて、「世界一の都市・東京」を目指しており、それにふさわしい安全安心を実現するため、「安全安心 TOKYO 戦略」を策定する。

第1章 緊急対応の10年

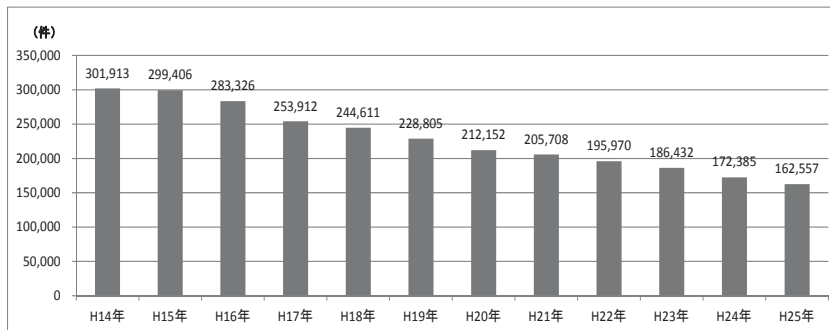
1 戦後最悪の治安情勢と本部の設立（P 2）

- 都内の刑法犯認知件数は、平成14年には30万件超と戦後最悪の状況であった。
- 東京の治安を回復するため、平成15年に「緊急治安対策本部」が、平成17年には青少年対策や交通対策を加えて「青少年・治安対策本部」が設置され、地域、行政、警察による東京の安全安心を向上させる対策を推進してきた。

2 治安情勢の改善（P 2～4）

- 地域、行政、警察等の関係機関の取組により、刑法犯認知件数はピーク時の平成14年から半減し、統計上、治安は回復した。

【都内の刑法犯認知件数の推移】出典：警視庁



3 治安の現状と都民の意識（P 4～9）

- 刑法犯認知件数全体は減少したものの、弱者が被害者となるような犯罪が多発

- ・ 特殊詐欺 H25年の都内の被害総額は過去最悪の約87.7億円、被害者の9割以上が60歳以上
- ・ 女性・子供の被害 H25年の都内の強姦、強制わいせつ及び公然わいせつ等は約1,550件、H25年のストーカー行為等に係る相談件数は1,466件、H24年は被害者の8割以上が女性
全国の13歳未満の子供の略取・誘拐の被害は増加傾向
- ・ サイバー犯罪 H25年の都内の検挙件数は888件でこの5年間で大幅に増加
- ・ 危険ドラッグ 全国の検挙状況は、H25年は125件（H23年の25倍）、H26年は上半期で128件
- ・ 青少年の非行等 いじめやネット依存等の問題、刑法犯少年の再犯者率は約3割で上昇傾向

このような状況が都民の不安感を増す一因となっており、「都民生活に関する世論調査」では治安対策への要望は依然として高く、都民の不安感は解消していない。

戦略 《 概要版 》

第2章 誰もが安全安心を実感できる社会を目指して

1 戦略策定の意義（P 11）

本戦略により、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、区市町村や警視庁等と連携を強化し、地域における安全安心を確保する体制を構築する。そして、今後10年、都内全域のセイフティ・ミニマムを確保した上で、それぞれの地域の特性に合った取組を進め、東京の安全安心の水準を引き上げ、「世界一の都市・東京」にふさわしい安全安心を実現する。

2 目指すべき東京の姿（P 12）

高齢者、女性、子供などの犯罪や事故等の被害に遭いやすい弱者も含めて、誰もが安全安心を実感して暮らせる社会の実現を目指す。

3 取り組むべき課題（P 13～16）

- (1) 高齢者、女性、子供等の弱者が被害者となる犯罪の多発
- (2) 青少年の規範意識を育む環境の変化
- (3) 地域における犯罪抑止機能の低下

4 強化すべき具体的な取組（P 17～）

犯罪の取締りだけでなく、都民が不快や不安を感じるルール・マナー違反などにも目を向けて取り組むとともに、地域に重点を置いた取組により地域の安全安心を強化する。

規範意識の向上	地域の力の強化	分担と連携の強化
<ul style="list-style-type: none">◆モラルやルール・マナーの向上を推進<ul style="list-style-type: none">・「こころの東京革命」の普及・交通ルール・マナーの遵守◆青少年の規範意識を育成<ul style="list-style-type: none">・小・中学校における規範意識の育成の取組を推進・インターネットの適正利用の推進 など	<ul style="list-style-type: none">◆安全安心行動計画の策定を区市町村へ促進◆安全安心の環境整備<ul style="list-style-type: none">・危険ドラッグ等の薬物根絶の取組を推進・通学路等における安全対策の強化◆弱者対策の強化<ul style="list-style-type: none">・特殊詐欺から高齢者等を保護・インターネット犯罪等から弱者を保護◆安全安心活動の活性化・担い手づくり など	<ul style="list-style-type: none">◆安全安心の情報発信・共有の仕組みづくりを区市町村へ促進◆地域を巡回する事業者との協定締結等により弱者を見守るネットワークを構築◆「東京都子供・若者計画」の策定等により青少年の自立支援体制を構築（セイフティネットの構築）

はじめに

東京は、2020年にオリンピック・パラリンピックの開催を控え、「世界一の都市・東京」の実現に向けて取り組んでいる。

安全で安心して暮らせる社会の実現は、全ての都民の願いであり、誰もが質の高い生活（Quality of Life）を享受し、将来への希望を持ち、自由な活動を行う礎となる。

都民の安全安心の確保を主たる目的とする青少年・治安対策本部（以下「本部」という。）は、「東京都安全・安心まちづくり条例」の下に治安対策を進めたほか、青少年対策、交通安全対策を推進し、平成26年8月に設立から10年目を迎えた。

そこで、この間の取組を総括して成果と課題を検証し、「世界一の都市・東京」にふさわしい安全安心とは何か、そのための施策はどうあるべきかなど、今後の施策の方向性を議論してきた。また、学識経験者や区市町村の各代表、警視庁、教育庁等から成る「東京の安全安心に関する懇談会」を設置し、地域の安全安心の実情や効果的な対策等についてご議論いただいた。

今回、これらの議論等も踏まえて、今後10年の施策の方向性を明らかにするため、「安全安心 TOKYO 戦略」を策定した。

今後は、この戦略に基づき、区市町村や警視庁等の関係機関等と連携し、「世界一の都市・東京」にふさわしい安全安心の実現を目指し、地域に重点を置いたきめ細かな安全安心対策を講じていく。

第1章 緊急対応の10年

1 戦後最悪の治安情勢と本部の設立

都内の刑法犯の認知件数は、平成9年以降、6年連続で増加し続け、平成14年には30万件超と、戦後最悪の水準を記録した。罪名別では、都民の日常生活に一番身近な犯罪である窃盗が最も多く約24万件で約8割を占めており、強制わいせつや強盗、殺人などの重要犯罪の認知件数も多く2,674件であった。

また、都内の暴力団構成員等は平成8年以降増加し、平成14年は1万6,600人（過去最多は平成16年）であった。外国人犯罪も、全国の不法残留者数が平成14年は22万人超、来日外国人による全国の一般刑法犯の検挙件数は平成14年から急増（過去最多は平成17年）、ピッキング用具使用等による組織的窃盗なども増加傾向にあり、多くの都民が治安の悪化を憂慮する事態となっていた。

このように東京の治安が戦後最悪の水準に達する中で、都は首都東京の治安を回復するため、平成15年8月、知事本部に「緊急治安対策本部」、次いで平成16年8月、「青少年育成総合対策推進本部」を設置し、外国人組織犯罪や青少年問題、安全安心まちづくりに関する取組を本格化させた。

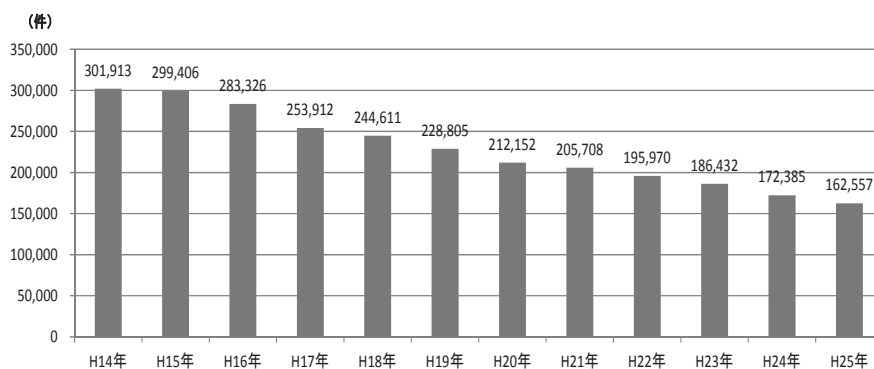
その後、これらの取組を総合的に進めるため、平成17年8月、交通安全対策を所掌する部門を加えて、組織を現在の「青少年・治安対策本部」に改組した上、ひきこもり対策や非行少年の立ち直り支援などの新たな課題に対応できるよう組織の見直しを行い、東京の安全安心を向上させるための事業を一体的かつ総合的に展開してきた。

2 治安情勢の改善

戦後最悪と言われた平成14年以降、東京の治安回復に向けて、警視庁による犯罪の取締りや街頭犯罪対策等に加えて、都では窃盗などの身近な犯罪を防止する啓発活動や、繁華街や地域における防犯カメラの設置補助、防犯ボランティアへの支援などを進めてきた。

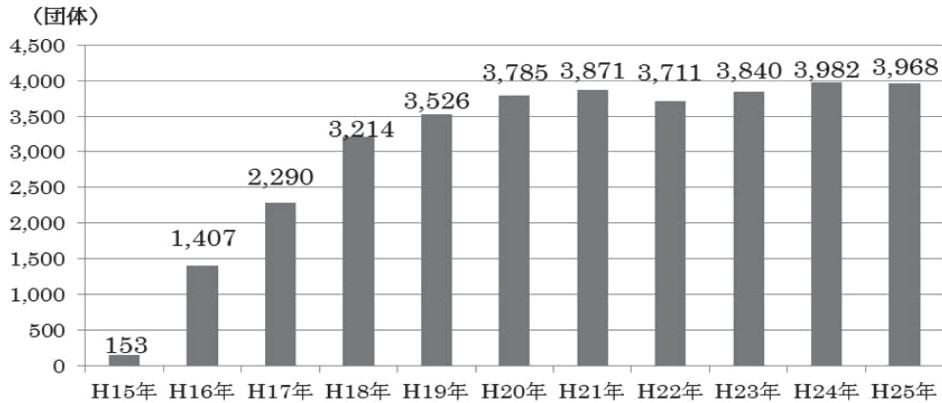
その結果、刑法犯認知件数は11年連続減少し、平成25年は、ピーク時の平成14年から46%減少して、統計上、治安は回復した。

【都内の刑法犯認知件数】 出典：警視庁



こうした成果の背景には、地域の安全安心を支える大きな力となる防犯ボランティア団体の数が約 26 倍と飛躍的に増加し、地域において、防犯パトロールや防犯環境の改善などに向けた社会全体による取組が展開されてきたことがある。

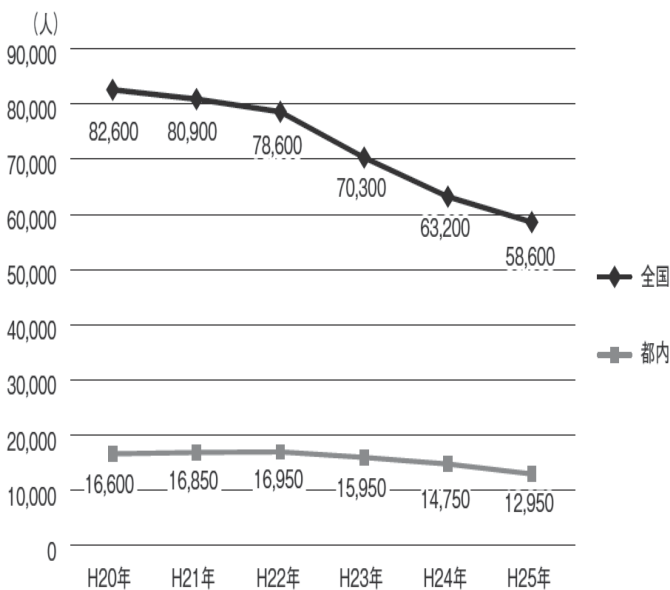
【都内の防犯ボランティアの団体数の推移】 出典：警察庁



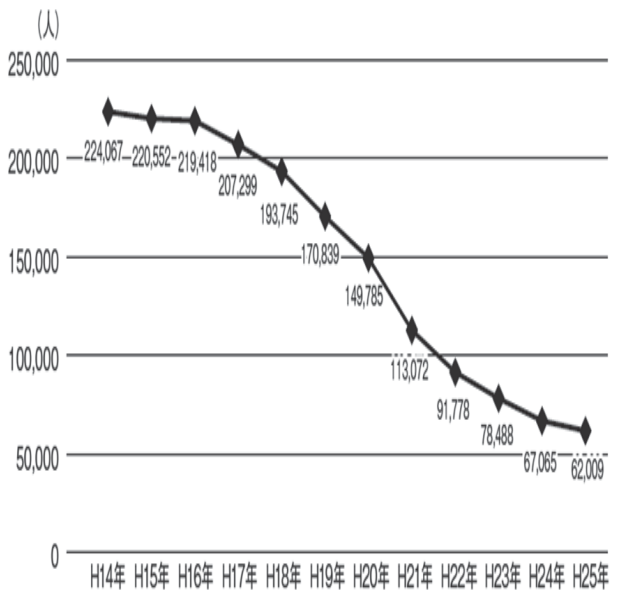
また、都民の安全を脅かす暴力団に関しては、警視庁による取締りの徹底、都や区市町村における暴力団排除条例の施行等による暴力団排除活動が進む一方で、一般の企業活動を装って各種の事業活動を行うなど、暴力団の組織や活動実態が不透明化する中、暴力団構成員等は年々減少し、平成 25 年は平成 14 年と比べて 2 割超の減少となっている。

外国人不法残留者数に関しても、都では、平成 15 年から平成 20 年までの 5 年間で都内の不法滞在者を半減させることを目標とし、法務省入国管理局、東京入国管理局及び警視庁と連携を強化して不法滞在外国人対策の取締りや啓発等を行い、平成 21 年には全国の不法残留者数が平成 14 年と比べて概ね半減した。

【暴力団勢力の推移】 出典：(公財)暴力団追放運動推進都民センター



【全国の不法残留者数の推移】 出典：法務省



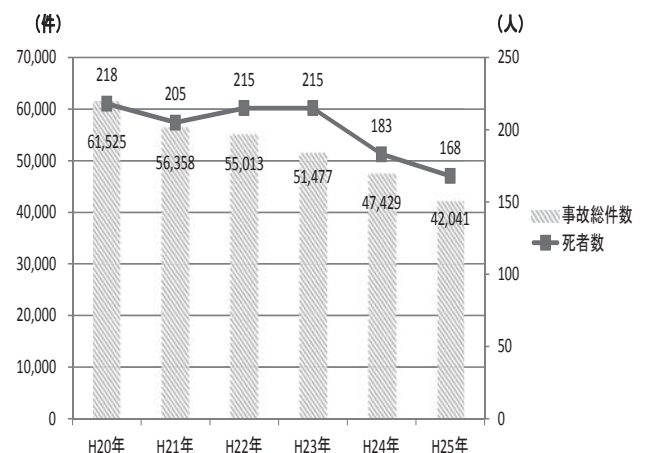
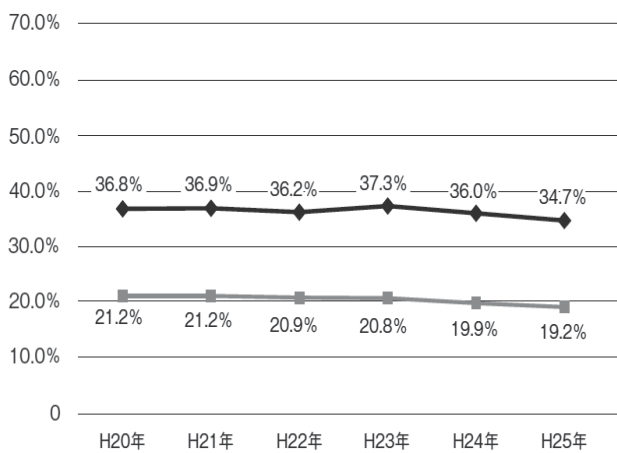
交通安全に関しては、「東京都交通安全計画」に基づき、警察による取締りや交通安全教育の実施、道路交通環境の整備など様々な交通安全対策を推進してきた。

また、都内の交通事故全体に占める自転車関与率は全国の状況に比して高いことから、都では、平成 25 年 7 月に「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行し、社会全体で自転車の安全利用を推進している。

これらの取組により、交通事故の発生件数は年々減少し、都内の交通事故による死者数は、平成 17 年には昭和 54 年以来 26 年ぶりに 300 人台を切り、平成 25 年は 168 人と戦後最少を更新している。

【交通事故全体に占める自転車関与事故の割合】 出典：警視庁

【都内の交通事故発生件数・死者数】 出典：警視庁



3 治安の現状と都民の意識

東京の治安は、刑法犯の認知件数は改善しているものの、高齢者や女性、子供などに対する犯罪が多く発生している。とりわけ、特殊詐欺など都民の身近で発生する犯罪の増加、子供の連れ去りなどの社会的反響の大きな事案やサイバー空間における新たな犯罪の発生のほか、危険ドラッグを使用した悪質な事件が多発し、深刻な社会問題となっている。

次代を担う青少年においては、非行少年の検挙・補導状況は、戦後第 3 ピークといわれた昭和 56 年から増減を繰り返しながら、長期的にみれば大きく減少しているものの、罪を犯す少年の低年齢化が進むとともに、再犯者率が約 3 割を占め、過去 10 年間で最も高くなっている。また、スマートフォンやインターネットの普及により、コミュニティサイト等を通じて、性犯罪やいわゆる援助交際の勧誘・周旋等の被害に遭う青少年が増加傾向にあるほか、不登校児童の増加やひきこもりの問題の潜在化など、社会から孤立した青少年への支援や対応が遅れ、社会問題化している。

交通事故に関しては、交通事故件数、死者数、負傷者数は全体として減少傾向にあるものの、高齢者人口の増加を背景として交通事故死者数の今後の推移については予断を許さない状況にある。また、本来安全であるはずの通学路において、児童・生徒が死傷

する交通事故が後を絶たず、また、危険ドラッグを使用した運転による事故の多発など、交通事故は依然として都民にとって最も身近な危険となっている。

(1) 特殊詐欺

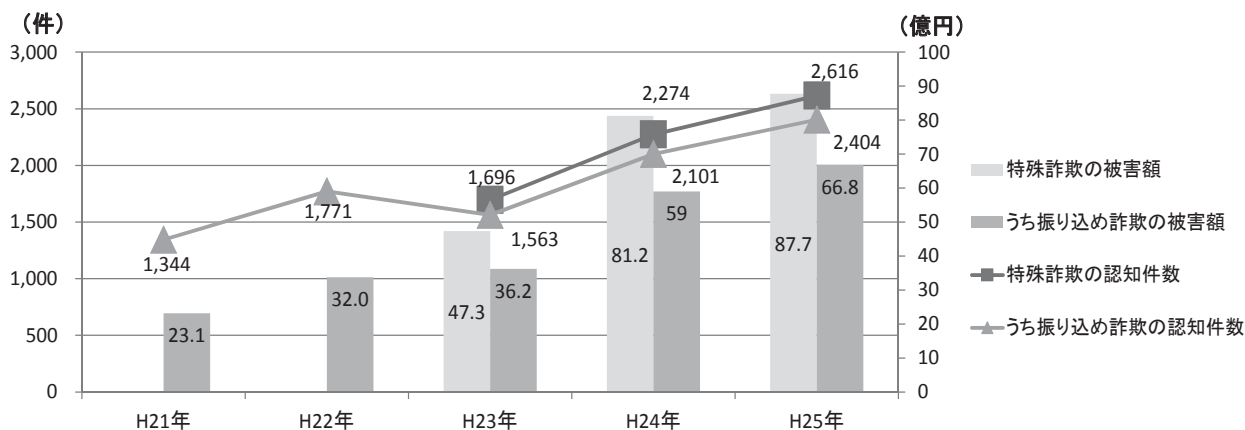
特殊詐欺は、被害者と対面することなく電話その他の通信手段により、架空の物語を申し向けて指定した口座へ振り込みを求めるなど、不特定多数の者から現金等を騙し取る犯罪である。

その代表的なものとして、振り込め詐欺があるが、家族の愛情につけ込み、社会の諸制度やサービスを悪用して、短時間のうちに多額の金銭を騙し取る、極めて悪質かつ計画的な犯罪である。

この振り込め詐欺の被害は、平成 16 年頃から顕著に増し、平成 20 年に被害額が約 60 億円に達した後、官民一体となった取組の強化等により一旦大きく減少したものの、高齢者を対象とする現金を直接受け取る手口が広がり、平成 25 年の都内の被害額は約 66.8 億円を超えて過去最悪（振り込め詐欺を含む特殊詐欺の被害総額は約 87.7 億円）となり、深刻な状況である。

また、被害金の口座から引き出しや受け取り等を行って検挙される未成年者も増加し、平成 25 年に警視庁が検挙した特殊詐欺の被疑者の約 2 割に至っている。

【都内の特殊詐欺による被害件数・被害額】 出典：警視庁



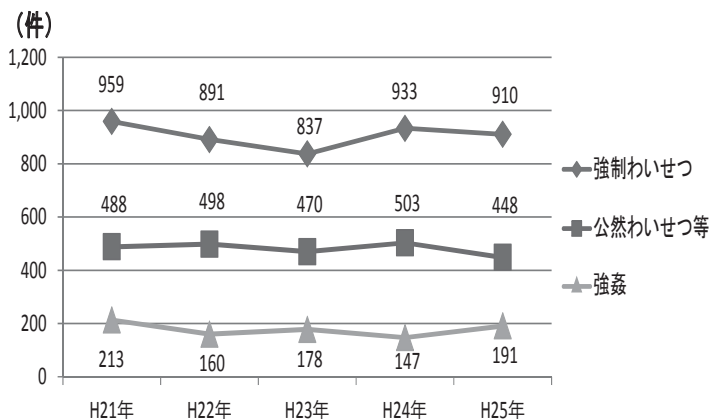
(2) 女性・子供の被害

女性の尊厳を傷つける性犯罪や、子供に対する暴力的事案、連れ去り、声掛け事案や交通事故などが依然として多発しており、当該事案の発生地域はもとより、都民に大きな不安を与えている。

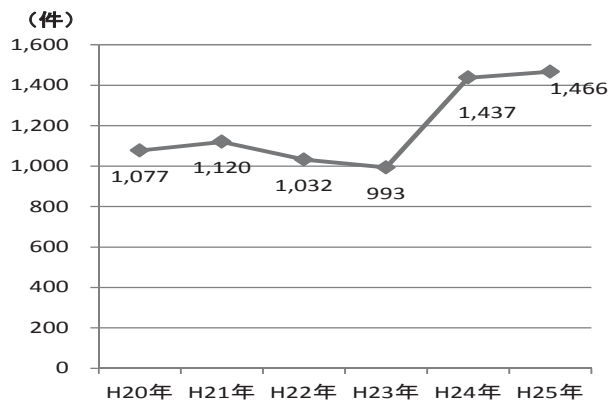
ア 女性に対する犯罪

刑法犯認知件数は、全体ではこの 10 年間で約 4 割減少しているところであるが、平成 25 年中、都内の強姦、強制わいせつ及び公然わいせつ等は約 1,550 件発生しており、ストーカー行為や配偶者からの暴力に関する相談も増加傾向にある。

【強姦、強制わいせつ及び公然わいせつ等の認知件数】 出典：警視庁



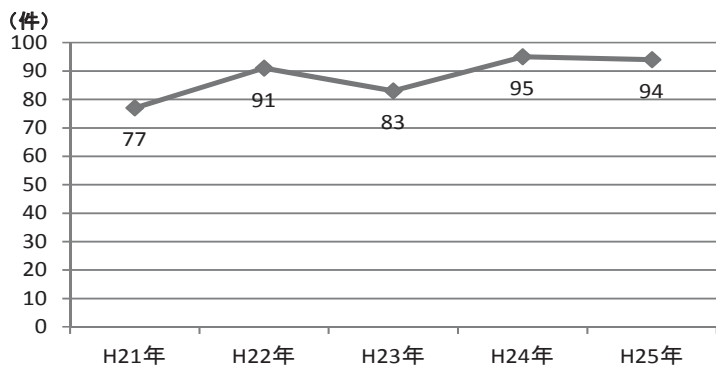
【都内のストーカー行為等に係る相談件数】 出典：警視庁



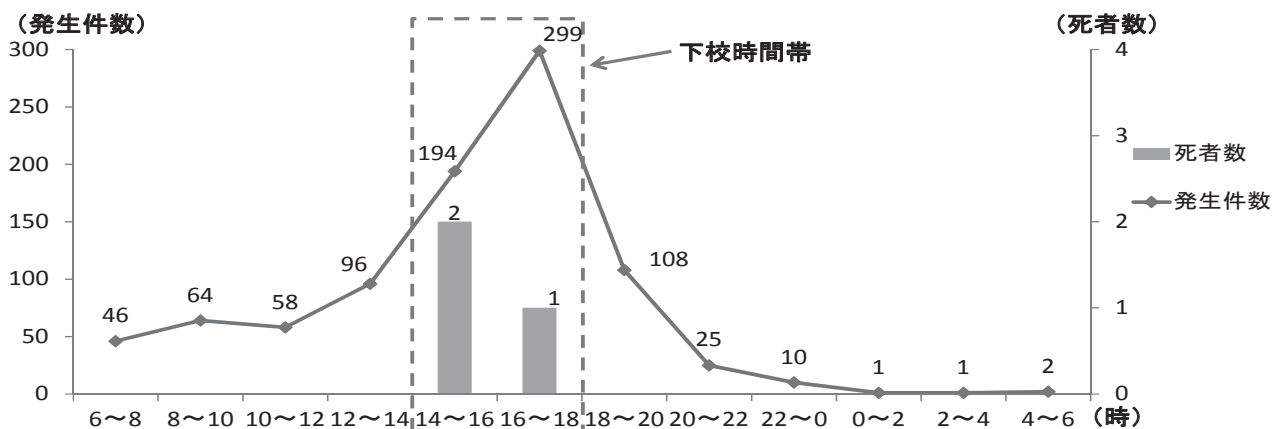
イ 子供に対する事件・事故

都内においては、平成 25 年 6 月に練馬区において小学校付近の路上で小学生 3 人が刃物で切り付けられた事案、平成 26 年 7 月に瑞穂町において小学生がもらった菓子を食べて一時意識を失った事案、9 月に世田谷区において車両が下校中の小学生 3 人に突っ込み死傷させた事故など、自宅・学校の周辺や通学路を含め、児童・生徒が犯罪や交通事故に巻き込まれる事案が発生しているほか、「声を掛ける」、「後をつける」等の児童・生徒に対する声掛け事案も多数発生しており、都民に多大な不安を与えている。

【全国の略取・誘拐の被害（13 歳未満）の件数の推移】 出典：警察庁



【都内の子供の交通事故発生状況（平成 26 年上半期）— 時間帯別発生状況 —】 出典：警視庁

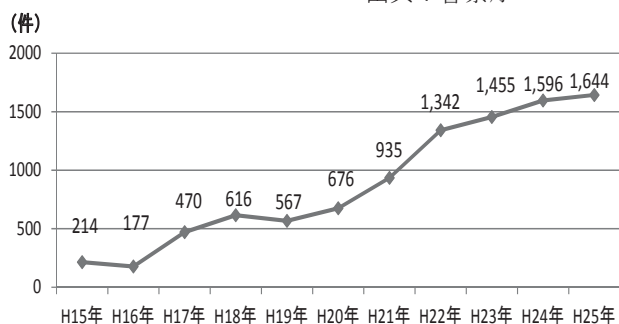


ウ 福祉犯の状況

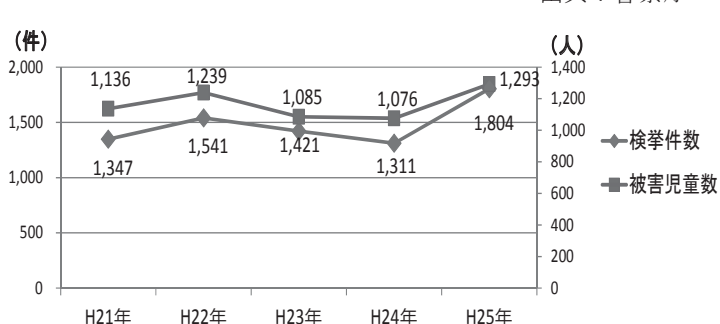
スマートフォンやインターネットの利用が急速に普及する中で、インターネットに起因した、児童買春の勧誘や周旋を行う事犯や、児童買春・児童ポルノ禁止法違反など、青少年の心身に有害な影響を与えその福祉を害する犯罪被害が深刻な問題となっている。

また、JKビジネスと称し、飲食店、マッサージ店等の合法的な営業を装いながら青少年に卑わいな言動等で接客させるケースも多発しており、こうした福祉犯罪の検挙、さらに被害児童数は、増加傾向にある。

【全国の児童ポルノ事犯の検挙件数の推移】
出典：警察庁



【全国のコミュニティサイトに起因した事犯の検挙件数・被害児童数】
出典：警察庁

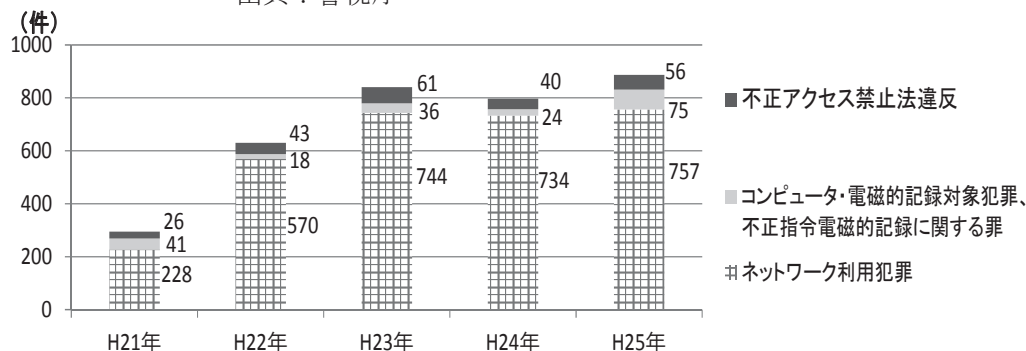


(3) サイバー犯罪

サイバー犯罪については、インターネットが国民生活や経済活動に不可欠なものとして定着する中で、サイバー空間の匿名性・広域性を利用した様々な犯罪が行われるなど、その脅威はますます増大している。

平成 25 年における都内のサイバー犯罪の検挙件数は 888 件で、平成 21 年と比較すると、大幅に増加しているが、最近の特徴としては、ネットワーク利用犯罪（詐欺、脅迫、出会い系サイト規制法違反、児童買春・児童ポルノ法違反、不正アクセス禁止法違反等）が全体の約 85%を占めているほか、急増しているインターネットバンキングに係る不正送金事案は、平成 26 年上半期に全国の被害額が約 18 億 5,200 万円に上り、既に平成 25 年の被害額約 14 億円を大きく上回るなど、厳しい状況にある。また、行政機関や民間企業に対するサイバー攻撃についても、その手口の巧妙化かつ多様化が進んでいる。

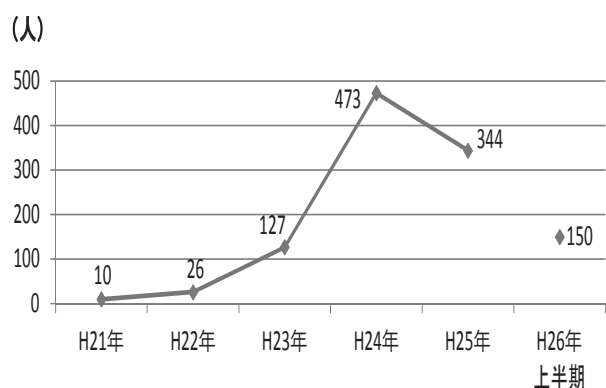
【都内のサイバー犯罪の検挙件数】
出典：警視庁



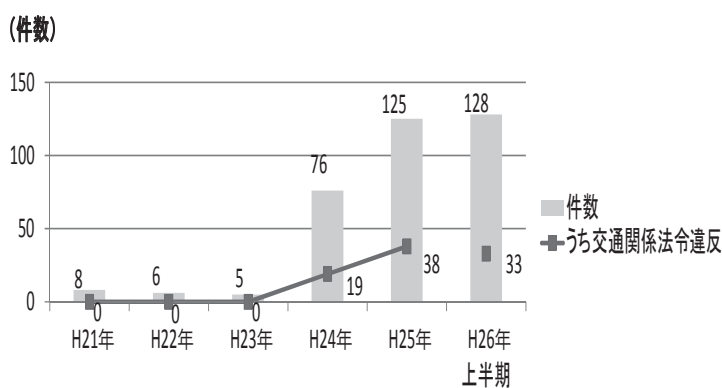
(4) 危険ドラッグ

危険ドラッグについては、平成26年6月、池袋において、危険ドラッグを吸引して自動車を暴走させ、8人を死傷させた危険運転致死傷事件を始め、ここ数年危険ドラッグ吸引後の重大事件が多発し、使用者が意識障害、おう吐、けいれん、呼吸困難など体調を崩して病院に救急搬送される事案が全国で相次いで発生している。危険ドラッグは、お香やハーブなどと称して店舗やインターネット上で多数の危険な薬物が販売されているなど、深刻な社会問題となっている。

【都内の「危険ドラッグ」によるものと疑われる救急搬送人員数】
出典：総務省消防庁



【全国の危険ドラッグに係る検挙状況（暫定値 [H26. 8. 7]）】
出典：警察庁



(5) 青少年の非行等

平成25年中の都内における非行少年の検挙・補導人員は7,665人で、10年前の平成16年と比較すると7,744人の大幅な減少となっている一方で、触法少年（14歳未満）は、10年前と比較すると約1.6倍も増加しており、低年齢化が危惧される。

刑法犯少年の再犯者率は、増減を繰り返しながらも増加傾向で推移し、平成25年は31.4%と、過去10年間で最も高くなっている。

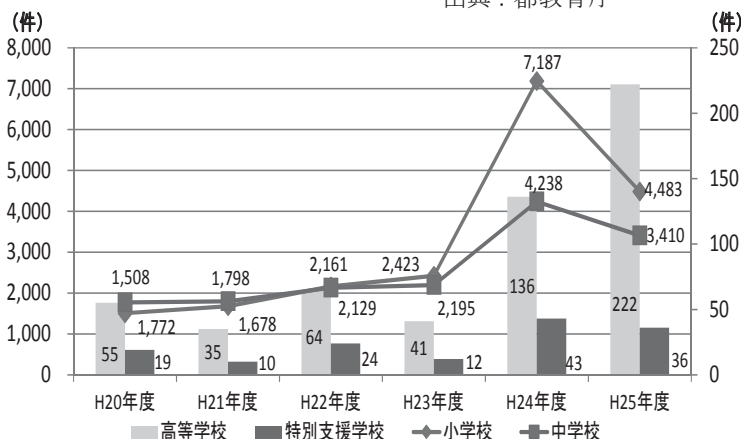
また、いじめの認知件数も増加傾向にあり、平成25年の都内のいじめに起因する事件数は32件と、前年より29件増加し、昭和62年以降で最多となり、検挙・補導人員の約4分の3を中学生が占めている。

【都内における非行少年の検挙・補導人員、再犯者率等の推移】
出典：警視庁

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
非行少年の検挙・補導人員	11,590	11,445	10,498	9,015	7,665
刑法犯少年 (人)	10,637	10,542	9,569	8,049	6,675
犯罪少年	8,653	8,434	7,790	6,512	5,248
触法少年	1,984	2,108	1,779	1,537	1,427
特別法犯少年 (人)	540	545	586	655	666
ぐ犯少年 (人)	413	358	343	311	324
刑法犯 (犯罪) 少年の再犯者数 (人)	2,383	2,377	2,354	1,955	1,647
刑法犯 (犯罪) 少年の再犯者率 (%)	27.5	28.2	30.2	30.0	31.4

※非行少年：犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年
 ※犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者
 ※触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
 ※ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
 ※刑法犯少年：刑法犯の罪を犯した犯罪少年及び同罪に触れる行為をした触法少年
 ※特別法犯少年：特別法犯の罪を犯した犯罪少年及び同罪に触れる行為をした触法少年
 ※再犯者率：刑法犯 (犯罪) 少年に占める再犯者の割合

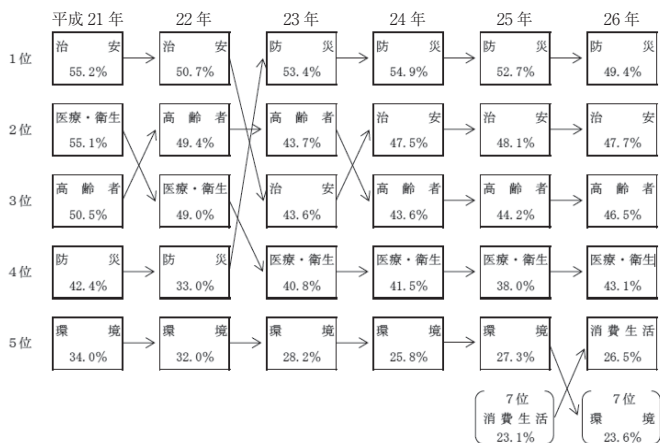
【都内公立学校におけるいじめ認知件数の推移】
出典：都教育庁



このような状況が都民の不安感を増す一因となっており、「都民生活に関する世論調査」にもおいても治安対策への要望は依然として高い。

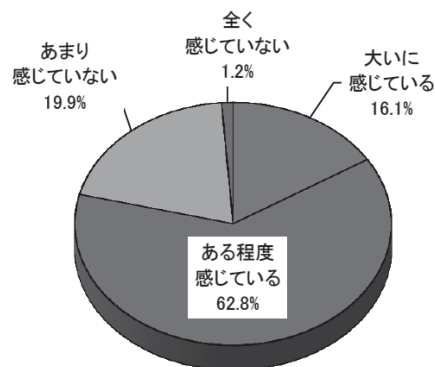
刑法犯認知件数等においては一定の改善が見られるものの、高齢者や女性、子供などの弱者に対する犯罪が依然として多発する中、少子高齢化、情報化や国際化などの社会の変化に伴い、都民に新たな脅威や不安が発生し、より高次で多様な安全安心が求められている。これまでの取組は、治安回復という観点においては十分な成果を上げたが、都民が実感できる安全安心という観点においては、施策の見直しや新たな取組が必要となっている。

【都民生活に関する世論調査】出典：都生活文化局



【けいしちょう安全安心モニター（H26年度第1回調査）】出典：警視庁

Q. 日常生活において、現在又は近い将来、自分や家族が、何らかの犯罪に巻き込まれるかもしれないという不安を感じていますか。



4 安全と安心に関する認識

都は、新たな戦略の策定により、「世界一の都市・東京」にふさわしい安全安心を目指し取り組んでいくところであるが、「安全安心」の意味するところは分野により解釈が異なる。そこで、この戦略では、「安全安心」を次のように定義する。

「安全」とは、「客観的に犯罪や事故等の被害に遭う危険が少ないこと」

「安心」とは、「主観的に犯罪や事故等に対する不安がないこと」

客観的な「安全」に関しては、先述のとおり、尺度の一つである刑法犯認知件数が戦後最悪の水準であった平成 14 年から 11 年連続減少することで、犯罪や事故等の被害に遭う危険性は減少し、一定の改善が図られている。

他方、主観的な「安心」に関しては、「安全」が改善しているにも関わらず、世論調査に見られるように、治安に対して漠然とした不安を抱えて暮らしている都民が少なくない。この不安感は、窃盗に遭うかもしれない、夜道が怖いといったものから、インター

ネットは危険だ、若者の集団はなんとなく苦手だ、電車の中でのマナーが悪くなったといったものまで多種多様であり、その要因についても、居住地域や年齢、性別、性格、家族構成等により異なる。

しかし、このような漠然とした不安であっても、不安を抱いて暮らす社会は、都民にとって住み良い社会とは言えない。東京を都民が安全で安心して暮らせる都市とするためには、客観的な「安全」の確保に見合う主観的な「安心」も確保されていなければならない。

そのためには、都民の安全安心が刑法犯認知件数等の数値だけでは量ることのできない多様な要因から成る概念であるとの認識の下、都民の主観的な意識にも目を向けて取り組んでいく必要がある。

また、治安対策や次代を担う青少年の健全育成、交通安全等の対策を相互に関連した“安全安心の向上”に関する取組の一環として捉え、都民や企業、区市町村や警視庁等の関係機関と連携し、それぞれの役割分担の下、都民一人一人の「自助」、地域による「共助」、行政による「公助」が地域において適切に機能するよう、取り組んでいく。

第2章 誰もが安全安心を実感できる社会を目指して

1 戦略策定の意義

都では、これまでの10年、治安の回復を緊急課題とし、地域や区市町村、警視庁等の関係機関の総力を挙げて取り組んできた。

その結果、刑法犯認知件数等の統計的な数値では、治安は回復した。

しかし、社会の在り方や経済情勢の変化等に伴い、一部の犯罪は増加傾向にあり、高齢者や女性、子供などの弱者が犯罪の被害者となる傾向がみられる。

また、次代を担う青少年の態様についても、少年犯罪の件数自体は少子化等により減少したものの、犯罪の低年齢化が進んでおり、再犯者率も高まっているほか、犯罪には至らないが社会の秩序に反するような陰湿的・潜在的な非行事案が発生しており、こうした状況が将来どのような事態を招くのか楽観視できない。

このような中で、都は、2020年にオリンピック・パラリンピックの開催を控え、「世界一の都市・東京」の実現に向けて取り組んでいる。

都が目指す「世界一の都市・東京」にふさわしい安全安心を確保するためには、治安回復の取組で留まることは許されない。今後は、これまでに築き上げてきた安全安心を持続可能なものとし、弱者も含めた都民一人一人が「安全」と「安心」を実感できる社会を実現し、都民がより質の高い生活を享受できるよう、関係者の総力を結集して取組を進めていく必要がある。

しかしながら、都民の安全安心は、先に述べたとおり、刑法犯認知件数等の数値だけで量ることのできない多様な要因から成る概念である。このため、都民が日々生活するそれぞれの地域において、地域の特性を踏まえたきめ細かな要因の把握と対策を講じていくことが重要であり、こうした取組を積み上げることにより、総体として東京全体の安全安心を向上させていくことが求められている。

当本部は広域自治体として、本戦略により、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、区市町村や警視庁等の関係機関の役割分担と連携を強化し、都民や地域団体、企業等も含めて地域の安全安心を確保する体制を構築する。そして、都内全域のセイフティ・ミニマムを確保した上で、それぞれの地域の特性に合った取組を進め、「世界一の都市・東京」にふさわしい安全安心を実現する。

2 目指すべき東京の姿

都民一人一人が「安全」と「安心」を実感するためには、弱者も含めて全ての都民が犯罪や事故などの被害に遭わず、誰もが安全に安心して暮らせるよう、必要な時に必要な手立てを講ずる社会でなければならない。

それは、全ての青少年が安心して学び、働き、やり直しができる社会、全ての都民が他者や社会を信頼し安心して暮らせる社会である。

他方、都民一人一人も社会を構成する一員であることを自覚し、安全安心に主体的に取り組むことで自ら安全安心な社会をつくり出し、安心感を高めていく必要がある。公共の場におけるルールやマナーの遵守はもちろん、地域における子供の見守りや清掃等のボランティア活動など、できることから無理なく持続的に取り組み、安全で安心な社会を形成、維持していくよう、主体性・自主性をもつことが大事である。

都は、今後、犯罪等の被害に遭いやすい弱者や問題を抱えた者も含めて、あらゆる者が社会を構成する一員として排除されることなく社会的に繋がり、また、個人が社会から保護されるだけでなく社会の構成員としてお互いに支え合い、信頼し合うことのできる、より高次の安全安心な社会の構築を目指す。そして、行政や警察だけでなく、都民、NPO、企業などの社会を構築するあらゆる主体により、自助、共助、公助を適切に組み合わせた安全安心対策を展開していく。

【安全】

- ・ 犯罪の取締り・防犯環境の整備
- ・ 防犯活動・犯罪未然防止の普及啓発
- ・ 交通事故防止に向けた取組の推進 など

【安心】

【信頼】

- ・ 行政、警察への信頼
- ・ 都民の規範意識の向上
- ・ 地域の連帯・絆の強化 など

3 取り組むべき課題

都は、オリンピック・パラリンピックの開催を控えて、東京を都民が安心して生活し、来訪者も含めて世界一安全安心だと実感できるような都市とするため、犯罪や事故等に遭うリスクを低減させ、広域自治体として東京における安全安心の水準を引き上げていかなければならない。

そのため、社会経済の動向や犯罪の傾向のほか、今後は、漠然とした「不安」も視野に入れ、都民が安全安心を実感できるよう、公共空間でのマナー違反や他人に対する迷惑行為など、犯罪に至らない秩序違反行為についても対応していく必要がある。

(1) 高齢者、女性、子供等の弱者が被害者となる犯罪の多発

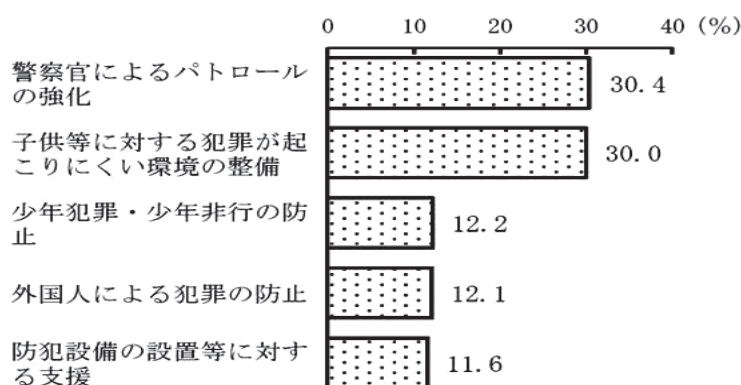
刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、その一方で、振り込め詐欺や性犯罪、ストーカー、児童ポルノなど、高齢者や女性、子供が被害者となる事件等が多発しており、身近な者が犯罪に遭うかもしれないという不安を抱えている都民は少なくない。

実際に被害者の類型をみると、平成 25 年、過去最悪の被害総額であった特殊詐欺の 8 割を占める振り込め詐欺は、その被害者の 9 割以上が 60 歳以上である。また、都内の交通事故死者数をみると、65 歳以上の高齢者が占める割合が高く、平成 25 年は 4 割を超えている。

性別に関しては、ひったくりの被害者の約 9 割、ストーカー被害者の約 8 割、配偶者による暴力被害の相談者の 9 割以上は女性である。特にストーカーやDV等は、その殆どが本来は安心であるはずの恋人間や家族間などの私的領域における被害であり、事件そのものが外部に露見しにくく、対応が遅れて深刻化するケースも少なくない。

子供に関しては、全国の児童ポルノ事件の被害児童数は過去 10 年増加傾向にあり、平成 25 年は 10 年前の約 8 倍となっている。また、未成年者の連れ去りに関してもこの 5 年間で増加傾向にあり、マスコミ等の報道により不安感を抱く保護者も多く、「都民生活に関する世論調査」における治安対策の具体的な要望の第二位は「子供等に対する犯罪が起こりにくい環境の整備」となっている。

【治安対策の具体的な要望（平成 26 年度）】 出典：都生活文化局「都民生活における世論調査」



このように、犯罪の認知件数そのものは減少しているものの、一部の犯罪は増加傾向にあり、被害者層にも偏りがあることから、犯罪や事故などの被害に遭いやすい層への対策を強化することが重要である。

都では、これまでも啓発パンフレット等の配布や犯罪に遭いにくい環境整備などを進めてきたが、今後も犯罪等による被害の撲滅に向けて効果的な啓発を行うとともに、家族や地域、企業など社会全体で弱者を保護し、犯罪等の被害者をつくらない体制を整えていくことが必要である。

(2) 青少年の規範意識を育む環境の変化

近年、青少年の公共空間でのマナーの悪さやインターネット上の誹謗・中傷など、青少年のモラルや規範意識が問題となっている。こうした意識は非行や犯罪にも繋がることから、都民の不安感を助長する一因となっている。

規範意識の問題の背景には、社会が成熟期を迎える中でライフスタイルの変化等により人々の価値観が多様化し、個人の価値観が優先され、集団的、統一的な価値基準が重視されなくなってきたこともある。

また、情報化社会の急速な進展により、大量の情報を取捨選択して受け取る力だけでなく、自らが情報を即座に正確に送る力も必要となっており、より高度な規範性が要求されている。特に、インターネットの急速な普及は、その利用規範が未整備のまま広がり、インターネットへの過度の依存やネットいじめ、性犯罪などを引き起こしているほか、青少年の健全な成長を阻害するような書籍、雑誌、DVD 等が気軽に手に入るなど、青少年の健全な育成に影響を与えている。

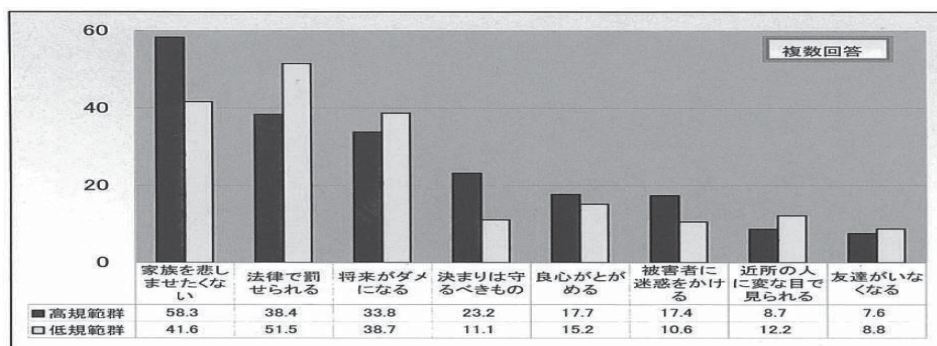
他方、青少年を育成する大人自身についても、規範意識が希薄化していると言われ、青少年が成長する過程で、善悪の判断、正義感、公共のルールやマナーなどを自然に身に付けることができなくなっている。

都では、これまでも、不健全図書類の指定や携帯電話におけるフィルタリングの推奨など、青少年を取り巻く環境の整備に努めてきたほか、都民や地域、青少年関係団体等と連携し、「大人が変われば子供も変わる」「子供が変われば未来が変わる」というキャッチフレーズの下、次代を担う子供に対し、親や大人が責任をもって正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上での当然の心得を伝えていく取組である「こころの東京革命」を進めてきた。

こうした規範意識の醸成に向けた取組は、非行や犯罪の抑止にも繋がることから、安全で安心な社会づくりを進めていく上で欠かせない。警視庁の調査によると、「少年が考える非行抑止要因」として、規範意識の高い少年は「家族を悲しませたくない」「被害者に迷惑をかける」など他者の心情への配慮を、規範意識の低い少年は「法律で罰せられる」「将来がダメになる」など自分に対するリスクを掲げており、前者の方

がより犯罪の抑止効果が高い。青少年を犯罪へ走らせないためには、他者との交流や絆の強化により、思いやりの心や道徳心などの規範意識を醸成していくことが大事である。

【少年が考える非行抑止要因】 出典：警視庁「子供達との絆、結んでいますか？」



今後も、全ての青少年が安心して生活できる環境づくり、非行少年等を生まない、問題を抱えた青少年が立ち直れる社会づくりを進めていくため、引き続き環境整備を行うとともに、学校現場における子供への道徳教育や、「こころの東京革命」による大人への啓発、地域における子供の体験活動や挨拶運動などを通じて、社会全体で次代を担う青少年の規範意識の向上に努め、社会との絆を強化していく必要がある。

(3) 地域における犯罪抑止機能の低下

我々の社会には、古くから地域住民による自治組織である町内会や自治会があり、それらが地域コミュニティの醸成や地域住民の福祉の向上に寄与するとともに、行政と住民とを結ぶパイプ役として様々な役割を果たしてきた。

しかし、高度成長期以降、少子高齢化の進展や人口減少、都民の価値観の変化等に伴い、地域コミュニティは、町内会・自治会の加入率が低下するなど緩やかに衰退し、従来有していた犯罪抑止機能もうまく働かなくなっている。

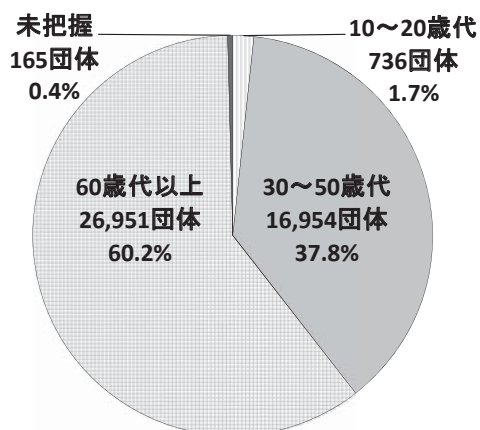
こうした中で、阪神・淡路大震災や東日本大震災を契機に、地域における助け合いや交流などの重要性が再認識され、地域コミュニティの必要性が再び見直されている。

都内では、現在約 4,000 の防犯ボランティア団体が結成され、活動母体は自治会、PTA、企業等多岐にわたっている。その活動は、子供の登下校時の見守り、防犯パトロール、落書き消去や清掃等の環境浄化など様々であり、身近な犯罪の減少に寄与している。こうした地域の自主的な活動は、地域の客観的な「安全」の確保だけでなく、主観的な「安心」の確保、さらにはその活動を通じた地域住民の絆や連帯感の強化にも繋がっている。

他方で、こうしたボランティア団体の構成員をみると、平均年齢が 60 歳以上の団体が全体の 6 割以上を占めている。今後も地域での活動を継続的に実施していくためには担い手づくりの強化が不可欠であり、地域を牽引するリーダーの育成や若い世代へ

の参加の呼び掛けなどにより、活動の裾野を広げていく必要がある。

【全国の防犯ボランティア団体構成員の平均年代別団体数（H25年12月末現在）】 出典：警察庁



また、東京は都心部に企業等が集積しており、全国で最も昼間人口比率が高い。

しかし、多摩や区部の一部の地域においては、昼間人口比率が低く、昼間は夜間と比較して、働きざかりの生産年齢階級が都心部等へ流出する分、残される高齢者や主婦、子供などの犯罪や事故等の被害に遭いやすい弱者の割合が高くなる。

地域における安全安心を向上させていくためには、犯罪情勢の把握とともに、こうした地域の特性なども十分に認識した上で、昼間、その地域で活動する企業関係者等の地域住民以外の協力を要請するほか、ボランティアや公共サービスによる安全安心対策と有償の民間警備業などとの棲み分け、活用なども含めて対策を考えていく必要がある。

今後、地域の安全安心を向上するためには、都内の62区市町村の財政基盤や犯罪情勢、取組状況などの違いを踏まえた上で、地域での人材確保やリーダー育成などを進めるとともに、区市町村や警視庁、企業等、社会全体で地域の安全安心対策を進めていくことが重要である。

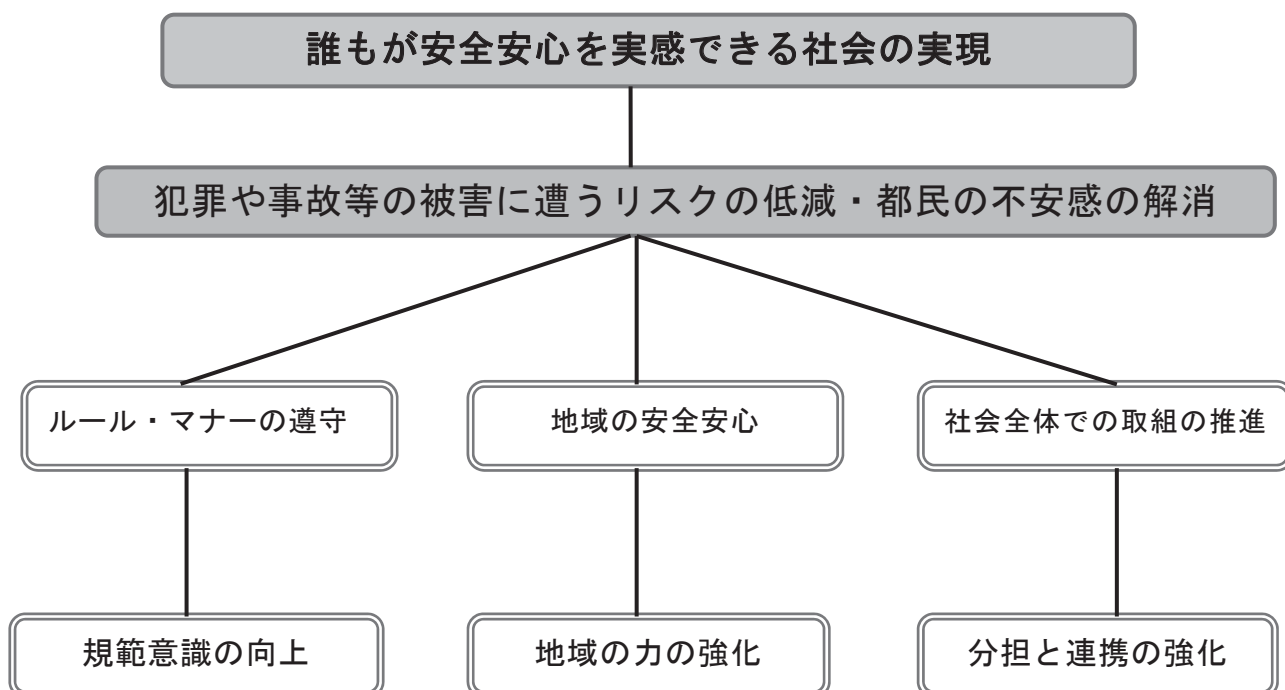
4 強化すべき具体的な取組

全ての都民が「安全」と「安心」を実感して暮らせる社会とするためには、安全安心の概念が多様な要因から成るという認識の下、都民の主観的な意識や地域の特色・違い等を踏まえた上で、きめ細かな対応をしていかなければならない。

都は、区市町村や警視庁等と連携し、犯罪の取締りだけでなく、都民が日々の生活の中で不快や不安を感じるルール・マナー違反などの秩序違反行為にも目を向けて取り組んでいく必要がある。そのため、犯罪の未然防止策や犯罪に遭った際の対応等を都民に正しく適切に伝えるとともに、都民一人一人が規範意識を高めていくことが重要である。

他方で、都民が日々生活する地域社会が安全安心の場となるよう、地域の自主的な活動を支援するための活動の活性化や担い手づくりなど、地域への支援が欠かせない。

都は広域自治体として、区市町村や警視庁等の連携の仕組みを強化し、都民、地域、企業等も含めてあらゆる主体が一体となって地域の安全安心に取り組めるよう、施策を展開していく必要がある。



(1) 規範意識の向上に資する取組の強化

規範意識は、社会の秩序を形成する規範やルール、マナー等を尊重するという意識であり、社会の安全安心を実現する上で最も基本的なものである。

また、社会環境の変化に伴い、より高度な規範が求められていることから、都民一人一人が、自分の安全安心、社会の安全安心を確保するために自覚して行動していくことが大事である。

そこで、都は社会全体で都民の規範意識の向上に資する取組を強化し、モラルやルール・マナーが守られる社会づくりを進めていく。

ア 社会のモラルやルール・マナーの向上を推進

▶ 「こころの東京革命」によるルール・マナーの啓発

- ・地域の大人や親を通じて、次代を担う子供へ、人が生きていく上での当然の心得や社会の基本的なルール等を伝える取組を区市町村等へ働き掛けて地域へ普及促進
- ・「こころの東京革命」に賛同する協賛企業・団体を拡大し、社会全体での取組を促進

▶ 交通ルール・マナーの遵守

- ・区市町村や警視庁と連携した交通安全キャンペーンの開催や歩行者教育システムの活用等により区市町村等の交通安全教室の開催を支援し、交通ルールの遵守を都民へ広く啓発
- ・外国人に対する交通ルール・マナーの啓発を実施

▶ 自転車の安全で適正な利用を促進

- ・自転車シミュレータ安全教室の開催等により区市町村等で実施する交通安全教育を支援し、自転車の安全で適正な利用を促進
- ・事業者を対象とした講習会や研修用DVDの提供等により、企業における従業員への安全利用教育を推進
- ・区市町村と連携した放置自転車の実態調査や鉄道事業者等と連携したクリーンキャンペーンの実施等により、放置自転車対策を推進

イ 青少年の規範意識を育成

▶ 小・中学校における規範意識の育成の取組を推進

- ・スポーツを通じたルール・マナーの指導や道徳教育など、全ての教育活動を通じた子供の規範意識を高める取組を展開

▶ 有害情報等から青少年を取り巻く環境を整備

- ・「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づく、不健全図書類の指定や深夜の施設等の立入調査の実施により、有害情報等から青少年を保護
- ・児童ポルノの被害を防止するため、保護者への啓発を促進

▶ インターネットの適正利用を推進

- ・スマートフォンやインターネットにおけるルール・マナーの遵守を推進するため、都がルール作りに関するモデルの提示や講師派遣などを行い、家庭のルール作りや生徒の自主ルール作りを支援
- ・東京こどもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」の運営により、ネット・ケータイ上のトラブルや悩みの解消を支援

ウ 規範意識の状況調査の実施

- ・青少年を中心とした規範意識の状況を調査

(2) 地域の力の強化

治安情勢は地域により異なり、都民が感じる安全安心は、生活の場である地域の状況によるところが大きい。都民の安心感を高め、地域の安全安心を確保するには、区市町村等が中心となって地域ごとの安全安心対策を実施していくことが不可欠である。

区市町村においては、安全安心なまちづくりを目的とした生活安全条例の制定や警察署との覚書の締結などにより、様々な安全安心に関する取組を進めている。

しかし、区市町村の実情が異なることから、都は、それらの実態を踏まえて、それぞれの地域の特性に合った形で地域の安全安心が確保されるよう、区市町村等との連携や広域自治体としての適切な支援を行っていく。

ア 安全安心に関する行動計画の策定を促進

- ・地域の安全安心を向上させるため、関係機関との連携による地域の実情に即した安全安心に関する行動計画の策定を区市町村へ促進

イ 安全安心の環境整備

▶ 危険ドラッグ等の薬物を根絶する取組を推進

- ・危険ドラッグ等の危険性や対策の重要性について、都民の理解と関心を深めるため、都民への情報提供や啓発を推進
- ・危険ドラッグの乱用を防ぐため、事業者への働き掛けなどを推進
- ・地域における見回り活動や保健所、警察署等関係機関への情報提供の仕組みづくりを推進

▶ 通学路等における安全対策を強化

- ・公立小学校の通学路に区市町村が設置する防犯カメラの設置経費の一部を補助し、通学路における安全安心を確保
- ・区市町村等と連携し、子供が「子供 110 番の家」に安心して駆け込めるよう、今後の在り方を検討

- ・区市町村や警視庁等と連携し、通学路等における一層の安全確保の仕組みを構築
- ・区市町村や警視庁、学校、地域等と連携し、通学路等の安全点検、環境整備、パトロールやドライバーへの呼び掛け等の安全対策を推進
- ・警視庁等と連携し、通学路等における犯罪発生情報等の共有・伝達、安全確保対策などの区市町村における体制整備を促進

ウ 弱者対策の強化

- 振り込め詐欺などの特殊詐欺から高齢者等を保護
 - ・警視庁等と連携し、特殊詐欺防止に効果的な機器を高齢者世帯へ設置促進
 - ・警視庁等と連携し、啓発用DVDの配布や特殊詐欺等の撲滅に向けた企業への働き掛けを推進
- 性犯罪やストーカーなどの被害から女性等を保護
 - ・区市町村や警視庁等と連携し、女性が遭いやすい犯罪等の被害を防止するための啓発、情報提供、その他の必要な措置を実施
 - ・支援団体、警察、医療機関等の連携による性犯罪・性暴力被害者に対する支援の取組を推進
- 子供の危険を予測し回避する能力を高めるための教育を拡充
 - ・子供が危険の回避や危機に遭遇した際の対応等を学ぶ効果的な安全教育を推進
 - ・区市町村や警視庁等と連携し、児童が犯罪や事故等の被害に遭わないよう、保護者等に対する働き掛けを推進
 - ・区市町村や警視庁等と連携し、地域安全マップの作成や登下校のあいさつ運動等の実施を促進
- インターネットによる犯罪等からサイバー空間における弱者を保護
 - ・区市町村や警視庁等と連携し、違法情報や有害情報等の実態把握に努め、インターネットによる犯罪の被害防止に向けた啓発や情報提供などを実施

エ 安全安心活動の活性化

- 地域で活動する防犯団体等の活動を支援
 - ・防犯活動の装備品等の購入補助や防犯カメラ等の設置補助等により町会・自治会や商店街等の防犯活動を支援
 - ・「大東京防犯ネットワーク」の運営やイベントの開催等により、ボランティア団体の活動紹介や団体間の交流を促進
- 地域の防犯団体等の活動を顕彰する機会を創設
 - ・安全安心に功績のあった防犯等のボランティア団体や模範となる先駆的な防犯活動に取り組んだ団体等を顕彰する機会を設け、団体の活動を活性化

オ 安全安心の担い手づくり

- 地域の活動の担い手となる防犯ボランティアリーダーを養成
 - ・地域での子供見守り等の防犯活動に取り組むボランティア活動のリーダーを養成し、地域の課題解決に向けての取組を促進
- ボランティア活動への参加機会拡充により都民の安全安心に関する意識を強化
 - ・警視庁等と連携し、学生等が行う自主的な防犯等の活動に対する助言や支援等を実施
 - ・警視庁等と連携し、若い世代を中心に、都内の犯罪情勢について認識してもらい、地域の実態に即した清掃等のボランティア体験をしてもらうことで、都民の安全安心に関する意識を高揚

カ 安全安心に関する調査の実施

- ・地域の特性を踏まえて、都民の安全安心に関する意識調査を実施

(3) 関係機関における分担と連携の強化

地域の力を強化して地域の安全安心を向上させ、総体として東京の安全安心の水準を引き上げるためには、区市町村や警視庁等の関係機関の役割分担と連携の強化が不可欠である。

そのため、都が広域自治体として、区市町村や警視庁等を繋いで役割分担と連携を強化し、都民や地域、企業等も含めて社会全体で安全安心の向上に取り組んでいく。

ア 安全安心の情報発信・共有の仕組みづくり

- ・地域の安全安心を強化するため、区市町村において、行政、警察、ボランティア団体等の関係機関が会し、地域の安全安心に関する情報や意見を交換する場の設定を推進

イ “ながら見守り” ネットワークの構築

- ・地域を巡回する各種事業者との協定の締結等により、地域において、行政、警察、企業等が協働で子供等の弱者を見守るネットワークづくりを推進

ウ セイフティネットの構築（ひきこもりの若者・非行少年等の自立支援）

- ・「東京都子供・若者計画」（仮称）の策定等により、ひきこもりの若者や非行少年等の青少年に対する地域の支援体制を構築
- ・都の計画を勘案した子供・若者計画の策定を区市町村へ推進

参考事例 地域の安全安心に関する取組

「セーフコミュニティ」(豊島区)

■セーフコミュニティの国際認証を取得

セーフコミュニティとは、「WHO 地域の安全向上のための協働センター」が推進する国際認証制度で、「けがや事故等は、決して偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防できる」という考え方のもと、地域のコミュニティや絆を広げながら、生活の安全と健康の質を高めていく活動です。

豊島区は、2012年11月、東京都内で初めてこの国際認証を取得しました。

■二つの心臓(推進体制)で活動を継続

豊島区は、二つの心臓(推進体制)を動かすことでセーフコミュニティ活動を継続しています。

- ① 重点課題ごとに行政機関や住民組織、事業者等で構成する「対策委員会」では、データに基づく現状と課題の分析を行い、予防策を生み出します。
- ② 区民主体の運営協議会が運営する「地域区民ひろば」では、「対策委員会」と連携し、セーフコミュニティの拠点として、各重点課題に対する情報提供を行い、学習や相談の機会を提供することで、幅広い区民にセーフコミュニティ活動を伝えます。

第1の心臓 重点課題に対応する対策委員会

豊島区セーフコミュニティ推進協議会									
子どものけが・事故予防	高齢者の安全	障害者の安全	自転車利用の安全	繁華街の安全	学校の安全(セーフスクール)	地震災害の防止	児童虐待の防止	ドメスティック・バイオレンスの防止	自殺・うつ病の予防

第2の心臓 小学校区単位の地域区民ひろば



■セーフコミュニティにおける「子供の見守り」に対する取組

- ・すがもっ子(巣鴨小学校)、駒込小学校、朝日小学校各パトロール隊による下校時見守り活動

各小学校の学区域にある町会が手を組み、地域住民、学校、PTA、警察署、防犯協会と豊島区が一体となり、毎月、児童の集団下校時間帯に合わせて、地域全体で子供の安全を見守っています。

- ・防犯見守り放送「げこーる」

小学生の下校時に、児童の声で地域住民に防犯の見守りを呼び掛ける放送を実施しています。

- ・スクールガード養成講習会

PTAを対象に、パトロールや見守り活動における注意点、犯罪被害の防止方法などについて講習を行っています。

- ・スクールサポーター(警察OB)と連携した学区域内の見守り活動

PTAの方々が防犯のポイント等を学んだ上で、実際に学区域内を回り、危険箇所などのアドバイスを受け、地域の安全向上に役立っています。

「ビューティフル・ウィンドウズ運動」(足立区)

■ビューティフル・ウィンドウズとは

割れた窓ガラスを放置するような軽微なことから地域全体が荒廃し、犯罪も増えてしまうという「割れ窓理論(ブロークン・ウィンドウズ)」による対策を参考に、「美しいまち」を印象付けることで犯罪を抑止しようという足立区の運動が「ビューティフル・ウィンドウズ」です。

■主な取組内容

・青色防犯パトロール

地域住民が青色回転等をつけたパトロール車(青パト)で巡回し、防犯を呼び掛け、犯罪抑止に繋げる活動です。また、委託青バイによる防犯も行います。

・花で彩るまちづくり“花いっぱい運動”

学校や地域で、通学路や公園などに花を植え、手入れをしながら、子供を見守り、美しいまちをつくる取組を行います。



(手入れされた花壇)

・防犯設計タウン認定制度

宅地開発における防犯性能を確保する基準を設け、防犯性の高いまちづくりを実現します。

・迷惑喫煙防止パトロール

路上喫煙防止指導員による禁煙パトロールを実施し、違反者には1,000円の過料を適用します。

■警視庁と協働した防犯対策

・警視庁と治安再生事業に関する覚書を締結

平成21年12月21日、足立区は、警視庁生活安全部と治安再生事業に関する覚書を取り交わしました。警視庁生活安全部、区内警察署と協力し、防犯パトロールの強化や防犯啓発活動の拡充などの対策を行います。

<協定内容(概要)>

- ▷ 犯罪実態の分析、情報提供、事業計画の企画・立案等に関する助言、防犯パトロール団体に対する支援等【警視庁生活安全部及び足立区内警察署】
- ▷ 情報交換及び相互連携の強化【足立区、警視庁生活安全部及び足立区内警察署】
- ▷ アクションプログラムの策定【足立区、警視庁生活安全部】

・区内犯罪発生マップを毎週更新

警視庁からの犯罪情報により、自治体としては初めて「犯罪発生マップ」を公開しました。犯罪がどこで起きているかをホームページ上で知らせることで、区民の警戒心を高め、犯罪の抑止を図ることが狙いです。



「総合的な見守りシステムの構築」(立川市)

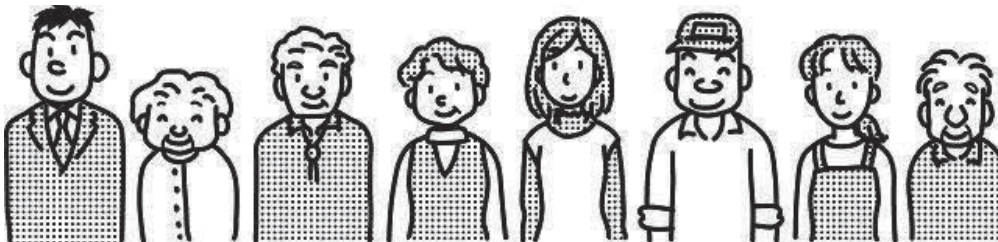
■総合的な見守りシステム

立川市では、子供から高齢者まですべての市民が、地域で孤立することなく安心して暮らせるために「総合的な見守りシステム」を推進しています。

■取組のポイント

- ・地域の見守り情報をしっかりキャッチするため、安否確認等の専用ダイヤルとして「見守りホットライン」を設置し、通報や相談を受け付けています。
- ・市民の安全を確保するため、一定のルールの下、庁内における情報の共有を進めています。
- ・民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、子ども家庭支援センター、障害者虐待防止センターなどを通じ、地域の見守りを育んでいます。
- ・ライフライン事業者などの民間事業者や地域で活動する団体等との協定締結により、新たな見守り網を紡ぎ、地域における見守り力の向上を図っています。(立川市地域見守りネットワーク事業)

見守りホットラインを開設しています 042-506-0024 (Call おお通報!)



- ・「いつもとちがうな」「どうしたのかな」…。いつもと違う、心配なご近所さんがいるけれど、どこに連絡したら良いのか分からない。そのような時は、見守りホットラインにご連絡ください。

■地域見守りネットワーク事業協力団体等(平成26年7月31日現在)

電気・ガス・水道などのライフライン事業者、郵便・宅配事業者、新聞販売店、飲料配達事業者、生協、医療・福祉機関等(59団体・事業者)と協定を締結しています。

<協定内容(概要)>

- ・業務活動中に生命の危機に繋がる市民の異変や生活上の支障等に気づいた場合の市への連絡【事業者】
- ・市民の安全確保上の緊急の場合の警察署、消防署等関係機関への通報【事業者】
- ・事業者から情報を受けた時の適切かつ迅速な対応【市】



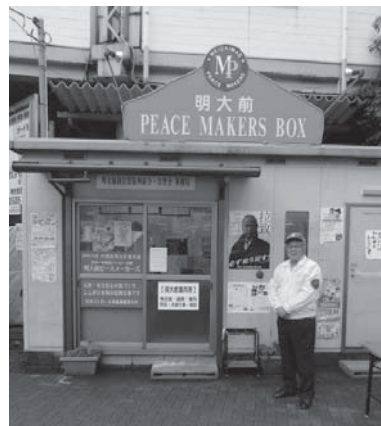
(都水道局と協定締結)

民間交番「明大前ピースメーカーズ BOX」

(明大前ピースメーカーズ)

■明大前ピースメーカーズ BOX

京王線・明大前の駅前に、明大前商店街振興組合自警会（明大前ピースメーカーズ）が設置した、日本初の民間交番「明大前ピースメーカーズ BOX」があります。この地域は、平成12年頃、空き巣やひったくりなどの犯罪が増え、警察署管内でワースト1になるほどだったことから、翌年、交番がなかった駅前に「交番」を作り、そこを拠点にまちの安全を守る活動を始めました。



(明大前ピースメーカーズ BOX)

■主な活動内容

- ・通学路の4か所で子供へのあいさつをしながら見守る
- ・昼夜を問わない地域のパトロール。徒歩や青色防犯パトロールカーによる見守り
- ・活動拠点の「明大前ピースメーカーズ BOX」で道案内や困りごとの相談
- ・防犯団体へのアドバイスや講演等

■活動・継続のヒント

ヒント1 学校や地域と連携した通学路の見守り

- ・学校からの事件発生連絡により隊員が現場に駆けつける仕組みを作りました。これにより被害が激減し、学校からの信頼を得ました。
- ・小学校の入学式では、新入生と保護者への隊員紹介の場を設け、時間に余裕のある祖父母には送り迎えをお願いしています。
- ・児童の母親に、「朝、子供を玄関の外まで見送った後、5分間は見守りを続けてください。」とお願いしました。これにより登下校の見守りの目が増えました。

ヒント2 継続的なパトロールのために

隊員は「週1回以上出勤」「週3回以上は出勤しない」というルールの下でパトロールをしています。あまり頻繁だと息切れし、間が空きすぎると意識が薄れるからです。



(夜のパトロール)

ヒント3 活動の活性化に向けた体制づくり

- ・活動の目的や内容を書いた会則を作成し、組織の形を明確にすることが大切です。
- ・揃いの目立つユニフォームを着て活動をアピールすると、抑止効果が高められます。
- ・隊員が気軽に寄ることができる場所があれば、報告や隊員同士の交流ができ、モチベーションが高まります。

東京の安全安心に関する懇談会

1 設置の趣旨等

「世界一の都市・東京」にふさわしい安全安心の実現を目指し、「安全安心 TOKYO 戦略」について、有識者から意見を聴き、治安の現状や課題、今後の施策等を議論するため懇談会を設置した。

2 構成

(1) 委員

氏名	所属等	備考
前田 雅英	首都大学東京 法科大学院 教授	座 長
矢島 正見	中央大学 文学部 教授	副座長
守山 正	拓殖大学 政経学部 教授	
櫻井 敬子	学習院大学 法学部 教授	
西川太一郎	特別区長会代表（荒川区）	
小林 正則	東京都市長会代表（小平市）	
河村 文夫	東京都町村会代表（奥多摩町）	

(2) 幹事等

役職	職務名
幹 事	青少年・治安対策部 青少年対策担当部長
幹 事	青少年・治安対策部 治安対策担当部長
幹 事	教育庁 指導部長
副幹事	青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課長
副幹事	青少年・治安対策本部 総合対策部 治安対策課長
副幹事	青少年・治安対策本部 総合対策部 安全・安心まちづくり課長
副幹事	青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課長
副幹事	教育庁 指導部 指導企画課長
警視庁	警視庁 生活安全部長
警視庁 (オブザーバー)	警視庁 交通部 交通総務課長

(3) 事務局

東京都 青少年・治安対策本部 総合対策部 総務課

3 開催実績

第1回 平成26年11月 7日（金曜日） 都庁舎会議室
第2回 平成26年11月25日（火曜日） 都庁舎会議室
第3回 平成26年12月16日（火曜日） 都庁舎会議室

参考文献

- ・警視庁『中学生の規範意識と社会的絆等との関連に関する調査研究結果について』（2012年）
- ・警視庁『子供達との絆、結んでいますか？～「中学生の生活に関するアンケート」結果から～』（2011年）
- ・小林奉文『地域社会の安全—犯罪抑止対策の現状とその課題』（2004年）
- ・小宮信夫『犯罪は「この場所」で起こる』（光文社、2005年）
- ・櫻井敬子『行政法講座』（第一法規、2010年）
- ・芝山明義、岩永定、柏木智子、藤岡恭子、橋本洋司『子どもの規範意識と規範行動の実態に関する研究—影響を及ぼす要因としての学校と地域の連携に着目して—』（鳴門教育大学、2014年）
- ・滝充「規範意識の形成と教師の指導力」『CS研レポート Vol.55』教科教育研究所編（2005年）
- ・法務省『犯罪白書（平成23年版）』（法務省法務総合研究所、2012年）
- ・法務省『犯罪白書（平成24年版）』（法務省法務総合研究所、2013年）
- ・トラビス・ハーシ（Hirschi, Travis）『非行の原因 家庭・学校・社会へのつながりを求めて』森田洋司、清水新二監訳、（文化書房博文社、2010年）
- ・前田雅英『日本の治安は再生できるか』（筑摩書房、2003年）
- ・守山正『犯罪不安感に関する一考察—「シグナル犯罪」論を手がかりに—』（拓殖大学政治経済研究所、2014年）
- ・守山正『公的犯罪統計と体感治安の乖離に関する日英比較研究』（2013年度共同研究助成最終報告書）
- ・矢島正見『【改訂版】戦後日本青少年問題考』（一般財団法人青少年問題研究会、2013年）
- ・山根改「自治組織としての「町内会」と草の根の地方自治—日本における伝統的自治組織についての考察—」『中京大学大学院生研究論集』（中京大学大学院法学研究科、1999年）
- ・『「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会」報告書』（文部科学省、2004年）
- ・『「これからの安全・安心」のための犯罪対策に関する提言』（警察政策学会犯罪予防法制研究部会：これからの安心・安全部会、2013年）
- ・『「世界一安全な日本」創造戦略について』（2013年12月10日閣議決定）
- ・『犯罪に対する不安感等に関する調査研究—第4回調査報告書—』（財団法人社会安全研究財団、2011年）



安全安心まちづくりを推進する
マスコットキャラクター「みまもりいぬ」

安全安心 TOKYO 戦略

— 誰もが安全安心を実感できる社会を目指して—

平成 27 年 1 月発行

登録番号 2 6 (1 5)

編集・発行 東京都青少年・治安対策本部
総合対策部総務課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5388) 2258 (ダイヤルイン)

印刷所 シンソー印刷株式会社
東京都新宿区中落合1-6-8
電話 03 (3950) 7221

